

被扶養者の資格調査のお知らせ

共済組合では、被扶養者認定の厳正・公正の維持を図ることを目的として、被扶養者として認定している方の収入および生計維持関係などについて、現在も被扶養者としての要件を備えているか確認するための資格調査を毎年行っております。

本年も資格調査を実施いたしますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

Q.なぜ資格調査を行うのですか？

A. 資格調査は地方公務員等共済組合法施行規程第97条に定める「被扶養者の確認」として行っています。共済組合で行っている事業(医療給付・助成金・年金給付等)の費用は、組合員の掛金と所属所の負担金で賄われており、組合員の掛金は被扶養者の人数に関係なく標準報酬月額に基づき決定しております。被扶養者の要件を満たしていない方に対して共済組合が医療給付等を支払うことは、掛金・負担金の引き上げの要因となり、結果的に組合員の皆さまの掛金の負担を増大させてしまうことに繋がります。

このようなことを防ぐためにも、厳正・公正な資格調査へのご協力および普段より被扶養者の収入等の実態を把握していただくとともに、取消事由が生じた際は速やかに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

1

調査対象者

令和6年12月31日以前に被扶養者として認定された方で、令和7年4月1日現在18歳以上の方。

※18歳未満の方については、収入が無いことを前提とし継続認定としておりますが、当組合の認定基準額以上の収入がある場合や、共働き等により夫婦共同扶養の観点から組合員の収入より配偶者の収入の方が高い場合は、速やかに扶養取消および扶養替えの手続きを行ってください。

万一、申告を行わず収入超過や夫婦の収入が逆転していたことが後日判明した場合は、さかのぼって扶養取消を行う場合がありますのでご承知おきください。

2

提出方法

オンライン(WEB)形式で審査を行います。詳細は8月中旬頃配布します「令和7年度 被扶養者資格調査実施について」にてご確認ください。

3

調査方法について

昨年に引き続き、オンライン(WEB)形式によって審査を行います。8月中旬に所属所共済事務担当課より配布します「令和7年度 被扶養者資格調査実施について」をご確認いただき、ご自身のパソコン・スマートフォン・タブレット端末等からログイン(審査開始)、回答、書類のアップロードを行ってください。昨年登録いただいた方も再度の登録が必要です。

また、不備・不足のある場合、初回登録時にご登録いただくメールアドレス宛に通知させていただきますので、通知の内容を確認し、追加書類のアップロードをお願いいたします。

(注)パソコンやスマートフォン・タブレット端末等がなく、WEB上での審査が不可能な方は、個別対応となりますので、後日配布する「令和7年度 被扶養者資格調査実施について」に記載のお問い合わせ専用ダイヤルにご連絡ください。

1 調査方法および手続きの流れ

被扶養者資格調査

MY HEALTH WEBにログイン

登録手続き

- ・組合員等記号(勤務先の所属所を表す2桁数字)・番号(個人に付番されている番号)
例 ○○市役所の500番の職員の場合 記号99 番号500
- ・仮パスワード(8月中旬頃に配布予定である案内書に記載)
- ・ご自身が使用されるメールアドレスを入力し、本登録

MY HEALTH WEBのTOP画面

「被扶養者資格調査はこちらから」をクリック

審査開始

- STEP1 組合員情報の確認
- STEP2 調査対象者情報と現況の確認
- STEP3 必要書類の確認(書類一覧のダウンロード)
- STEP4 必要書類の提出(アップロード)

実施機関による審査

審査完了

不備不足の提出依頼

※登録のメールアドレスあてに
実施機関より連絡が届きます

書類の再提出

(アップロード)

(注) 当組合の認定基準を満たしていない方および同居・別居の手続きができていない方については、「共済組合員申告書」および「必要書類」(取消の場合は、被扶養者証または資格確認書を含む)等を勤務先の共済事務担当課に速やかに提出してください。
取消手続きの詳細については12ページ、同居・別居手続きの詳細については13ページをご確認ください。

2 「給与等支払証明書(扶養状況調査)」について

8月中旬頃に配布予定である案内書に「給与等支払証明書(扶養状況調査)」を同封いたします。給与収入がある方については、証明書裏面に記載しております記入例を参照のうえ、勤務先の事業所に、『組合員記号番号、組合員氏名、被扶養者氏名』の3項目以外について「給与等支払証明書(扶養状況調査)」の記入・押印を依頼してください。

(注) 複数の事業所で勤務している場合は、勤務先ごとにそれぞれ作成いただく必要があります。また、押印のない証明書は無効となりますのでご注意ください。

今回の調査で取消事由が判明した場合は、速やかに扶養取消手続きを行うと同時に、被扶養者証または資格確認書を共済組合へ返却してください。収入の増加や異動にかかる手続きがもれていたことが判明した場合は、取消事由が発生した時点にさかのぼって被扶養者認定を取り消すこととなり、その期間中に受診した医療費等は取消日にさかのぼって共済組合へ返還いただくこととなりますのでご注意ください。

こんなときは扶養認定の取り消しとなります

- ① 被扶養者が就職した場合【就職】
 - ② 組合員以外の方が地方公共団体、国その他から扶養手当またはこれに相当する手当を受ける場合【扶養替え】
 - ③ 組合員の他に扶養義務者がいる場合で、組合員以外の方のほうが入収入が多くなる場合や、別居等により、主たる生計者でなくなった場合【扶養替え】
 - ④ 夫婦共同扶養の場合における子の認定において、組合員の収入よりも配偶者の収入のほうが多い場合【扶養替え】
 - ⑤ 被扶養者が下記「収入限度額」のとおり月額108,334円(年額130万円)以上または月額150,000円(年額180万円)以上の収入(注1)が恒常的(注2)に見込まれる場合【収入増加】
- (※) 自営業等で確定申告書により収入増加が判明した場合は、年間収入が130万円(60歳以上は180万円)以上となった年の1月1日または収入状況に変化があった月から取り消しとなります。(詳細は13ページ「自営業者の収入のとりえ方」参照)
- ⑥ 被扶養者が法人事業所の代表者、役員等になった場合【厚生年金・健康保険に加入】
 - ⑦ 被扶養者が基本手当日額3,612円(60歳以上の場合は月額5,000円)以上の雇用保険の失業給付金や健康保険法による傷病手当金、育児休業給付金等を受給することとなった場合【収入増加】
- (注1) 収入とは……各種控除前の総収入額であり、給与収入がある方については交通費を含みます。賞与等がある場合は、支給対象月に算入して計算します。また、恒常的な株式の売買による収入や配当金収入、非課税である障害年金や遺族年金についても収入とみなします。(下記「認定基準となる収入の種類」参照)
- (注2) 恒常的とは…暦年(1月～12月)や年度(4月～3月)ではなく、事実発生日(収入の変動日)から将来に向かって1年間に発生すると予測される収入のことを言います。
- 月々の収入が一定しない方は、3か月の平均収入額が108,334円または150,000円以上になると、年額では収入限度額未満であっても扶養取消となります(取消日は最初に収入が超過した月の稼働日となります)。

● 収入限度額

18歳以上60歳未満の方	月額108,334円未満(年額130万円未満)
60歳以上の方または障害年金を受給している方	月額150,000円未満(年額180万円未満)
雇用保険・傷病手当金・育児休業給付金等を受給している方	日額3,612円未満(60歳未満) 日額5,000円未満(60歳以上)

※遺族年金については、認定対象者の年齢により収入限度額が異なります。

認定基準となる収入の種類

- ① 給料収入(給料・賞与・賃金・諸手当(通勤手当等含む))
- ② 雑収入(老齢年金・恩給・企業年金・私的年金(個人年金等))
- ③ 事業収入(農業・商業・飲食業・製造業・塾経営等)
- ④ 利子所得、配当収入(預貯金利息・株式配当・有価証券利息等)
- ⑤ 不動産収入(アパート経営、土地・家屋の賃貸収入等)
- ⑥ 社会保険法による収入(傷病手当金・出産手当金・失業給付等)
- ⑦ 非課税扱いの年金(遺族年金・障害年金・扶助料)
- ⑧ 株の売買、NISA等による取引収入
- ⑨ その他恒常的収入となるもの

ポイント

認定対象者の収入が単に基準内であればよいというものではなく、組合員の収入を基に組合員の扶養能力と生計維持の実態を確認し、総合的に認定の可否を判断しています。(被扶養者の認定に当たっては、対象となる方の収入が組合員の収入を下回ることが前提となります。)

自営業者の収入のとりえ方

●必要経費控除科目（詳細はホームページでご確認ください。）

科 目	小売業	飲食業	アパート経営	理美容業	その他	農業所得
売上原価	○	○	—	○	○	ホームページ参照
荷造運賃	※△	×	×	×	×	
水道光熱費	△	△	×	△	△	
通 信 費	△	△	△	△	△	
修 繕 費	○	○	○	○	○	
消耗品費	△	△	△	△	△	
給料賃金	○	○	○	○	○	
地代家賃	△	△	△	△	△	

ポイント

必要経費とは、社会通念上明らかに当該収入を得るために必要と認められた経費をいいます。

※は運送業のみ○

- ×および左記以外の科目は控除不可とする。
- △の項目については、原則として自家消費分との区別が明らかである場合を控除可能とする。
- 給料・賃金については、その事業を行うに当たり、最小限の業務補助的な人件費とすべきものであり、従業員一人に対し130万円以上の給料を支給していたり、複数の方に合計130万円以上の給料等を支給していたりする場合は控除不可とする（その給料により生計を維持している方がいるのに、その方が扶養されていることは社会通念上不合理であることによる）。

自営業等を行っている方については、毎月の収支を帳簿等で管理していただき、収入が増加傾向にある場合は翌年の確定申告を待たずに扶養取消の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

また、自営業等収入がある方が新たに年金の受給権が発生した場合等は、月額収入が認定基準額を超えた時点で扶養取消となりますのでご注意ください。

被扶養者の転居等に伴う別居の取り扱いについて

扶養している子供が進学に伴い転居する場合や、同居で扶養している親元から離れ、組合員が一人暮らしを開始する場合など、認定中の被扶養者と別居することとなると基本的に扶養取消となりますが、組合員以外に主たる生計維持者がいないこと、および、組合員から被扶養者へ生活費として毎月の恒常的な送金を確認できれば継続して扶養に入れることは可能です。

扶養中の方が別居となった際は手続きが必要となりますので、「共済組合員申告書」に住民票※（別居先の世帯全員分の記載があるもの）または賃貸契約書等（同居人および住所の確認）の写・毎月1人当たり5万円以上の送金証明書・同居人の収入証明書・扶養協議書（必要に応じて）を添付のうえ、勤務先の共済事務担当課へ提出してください（状況によっては、継続認定不可の場合もあります。詳しくはお問い合わせください）。

※住民票については、マイナンバーの記載は必要ありません。

【注意】

手渡しによる仕送りについては、その事実を客観的に証明できる書類がないため、認定することはできません。必ず組合員から被扶養者にいつ、いくら送金したか客観的に分かる書類（銀行の振込み受領書やＡＴＭの利用控えなど、連続する直近3ヵ月分以上）をご準備ください。また、一括まとめた送金は恒常的な生活援助として認められません。

なお、住民票を日本国外に異動させている方、短期間（期間限定）の留学以外の目的で日本国外に居住している方、あるいはワーキングホリデーや就労ビザを取得している方は海外居住者と判断され、認定できません。

※組合員が送金を行うことによって、対象者の収入と送金額との合算額が組合員の送金後の収入を上回る場合は認定できません。

その他諸注意

- ▶ 提出した書類は審査結果が出るまで必ずご自身で保管してください。
- ▶ 調査書提出後、共済組合より追加の書類提出を依頼する場合があります。その際は、速やかに追加書類を提出してください。
- ▶ 今回の資格調査において専用サイトへの回答がない場合や共済組合の求める必要書類の提出がなされない場合は、現況の確認がとれないため、当組合が定める日で扶養認定の取り消しとなりますので、必ず提出してください。
- ▶ 過去に取消事由が発生したが、現在は再び認定範囲内の被扶養者の方につきましては、取消処理後、再び認定することは可能ですが、その認定日は原則的に認定申告書類を所属所長が受け付けた日（所属所申告日）となります（ただし、申告書類の所属所申告日と共済組合到着日が乖離している場合や必要書類が不足している場合などは、共済組合が指定した日からの認定となります。また、個々の状況により認定が不可となる場合もあります）。
- ▶ 審査確定後の書類の追加・再提出はできません。提出が必要な書類はすべて提出期限までに揃えるようお願いします（やむを得ない事情で提出が遅れる場合はコールセンターまで事前にご連絡ください）。